別表六（十五）の記載要領第1号中「第5号」を「第4号」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第6号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の10第4項（繰越税額控除限度超過額を有する場合の法人税額の特別控除）」を「、同第11号中「、「当期控除可能額等（27）」及び「当期控除可能額等（30）」」を「、「この場合」を「この場合において」に改め、同第四号を削り、同第五号中「「翌期繰越額（26）－（27）（28）」及び「翌期繰越額（29）－（30）（31）」」を削り、「別表六（二十）」を「別表六（二十三）又は別表六（二十三）付表」に改め、同号を同第四号とする。

別表六（十五）　沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・・ ・・	法人名	

事業種目		1					
資産区分	種類	2					
	構造、用途又は設備の種類	3					
	取得年月日	4	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
	事業の用に供した年月日	5	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額	取得価額又は製作価額	6	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	7					
	差引改定取得価額 (6)－(7)	8					

法人税額の特別控除額の計算

当期分	取得価額の合計額 ((8)の合計)	9	円	前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (13)－(14)	17	円
	同上のうち建物及びその附属設備に係る額	10			繰越税額控除限度超過額 (23の計)	18	
	税額控除限度額 ((9)－(10))×15/100＋(10)×8/100	11			同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((17)と(18)のうち少ない金額)	19	
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	12			法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「25の②」)	20	
	当期税額基準額 (12)×20/100	13			当期繰越税額控除額 (19)－(20)	21	
	当期税額控除可能額 ((11)と(13)のうち少ない金額)	14					
	法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「26の②」)	15			法人税額の特別控除額 (16)＋(21)	22	
	当期分の特別控除額 (14)－(15)	16					

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額 (23)－(24)
	23	24	25
平・・ 平・・	円	円	
平・・ 平・・		外	外　円
平・・ 平・・		外	外
平・・ 平・・		外	外
平・・ 平・・		外	外
平・・ 平・・		外	外
平・・ 平・・		外	外
平・・ 平・・		外	外
計		(19)	
当期分	(11)	(14)	外
合計			

設備等の概要

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）